

令和4年3月伊勢原市教育委員会定例会議事録

1 開催日時

令和4年3月25日（金）午前9時30分から10時45分まで

2 開催場所

市役所 3階 第2委員会室

3 教育長及び委員

教育長	山口 賢人
委員（教育長職務代理者）	重田 恵美子
委員	菅原 順子
委員	渡辺 正美
委員	福田 雅宏

4 説明のために出席した職員等

教育部長	谷亀 博久
学校教育担当部長	濱田 保
参事（兼）歴史文化担当課長	立花 実
教育総務課長	熊澤 信一
参事（兼）学校教育課長	守屋 康弘
教育指導課長	今井 仁吾
参事（兼）社会教育課長	山内 温子
図書館・子ども科学館長	杉山 麻里
教育センター所長	須永 尚世

5 会議書記

教育総務課主幹（兼）総務係長 吉田 千恵子

6 傍聴人

1人

7 議事日程

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第13号 伊勢原市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第4 議案第14号 伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第5 議案第15号 伊勢原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正す

- る規程について
- 日程第6 議案第16号 伊勢原市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第7 議案第17号 伊勢原市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程について
- 日程第8 議案第18号 伊勢原市立学校教職員被服貸与規程を廃止する規程について

【非公開】

- 日程第9 議案第19号 学校嘱託医等の辞職の承認について
- 日程第10 議案第20号 学校嘱託医等の委嘱について

○

午前9時30分 開会

○教育長【山口賢人】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから教育委員会議を開催いたします。

まず、議事に入ります前に、委員の皆様にお諮りしたいと思います。本日審議する予定になっております日程第9と日程第10につきましても、審議内容に個人情報を含みます。したがって、伊勢原市教育委員会会議規則第14条第1項の規定に基づきまして非公開にしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 (挙手)

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって日程第9、日程第10は非公開といたします。傍聴の方は、恐れ入りますが日程第8が終了いたしましたら退席していただくようお願いいたします。

それでは、教育総務課長から資料の確認をお願いします。

○教育総務課長【熊澤信一】 (資料確認)

○教育長【山口賢人】 よろしいでしょうか。

○教育長及び委員全員 (了承)

○

日程第1 前回議事録の承認

○教育長【山口賢人】 日程第1「前回議事録の承認」について、お願いいたします。

○教育長及び委員全員 承認

----- ○ -----

日程第2 教育長報告

○教育長【山口賢人】 続きまして日程第2「教育長報告」になります。本日は3件です。各所管の部課長より報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育部長【谷亀博久】 それでは、まず(1)新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応についてということで、資料は特にございません。

先月の定例会に引き続きのところでございますが、第6波の感染拡大もようやく減少傾向となつてまいりました。しかしながら、依然として感染者が相当数出ているような状況でございます。

そんな中、まん延防止等重点措置が3月21日で解除されました。それに伴いまして、夜8時までとしていました公共施設の利用時間を通常どおりの時間に戻しております。

学校についてですが、学級閉鎖等を随時行ってまいりました。児童生徒の感染者はまだ若干出ておりますけれども、今現在は学級閉鎖等を行っている学校はございません。

卒業式は無事終了いたしました。しかしながら、感染等の影響で出席できない児童生徒も若干おりました。学校によっては、何回かに分けて全ての子供に卒業証書を手渡したというような学校も聞いております。

(1)については以上でございます。

(2)の市議会3月定例会の概要についてということでございますが、資料1の説明に入る前に、まず1月の定例会で御審議いただいた、附属機関に関する条例の一部を改正する条例、こちらは市史編さん委員会の廃止の内容です。それから、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、これは市史編さん委員の削除、学校運営協議会委員を追加するものです。それから、文化財保護条例の一部を改正する条例、こちらは登録制度の位置づけを改めたものです。いずれも可決成立いたしました。

また、2月の定例会で御承認いただきました3月の補正予算並びに令和4年度当初予算案についても、無事可決成立したことをまず報告させていただきます。

○学校教育担当部長【濱田保】 続きまして、教育委員会関連の総括質疑及び一般質問答弁の内容について御説明いたします。資料の1を御覧ください。

まず、総括質疑といたしまして、中山真由美議員より、第5次総合計画中期戦略事業プランについてということで御質問がございました。

小学校及び中学校情報教育推進事業におきましては、GIGAスクール構想におきまして、校内ネットワークと児童生徒に1人1台端末を整備し、今年度より活用が図られていること。また、各校における研修会の実施や支援員の配置により、授業における効果的なICTの活用が図られることが期待される旨、市長より御答弁いただきました。

再質問といたしましては、1人1台端末を活用した具体的な魅力ある授業について、またICT支援員の増員の必要性について、それぞれ具体例や必要性について答弁いたしました。

2ページを御覧ください。4番の宮脇俊彦議員からの統括質疑でございます。

まず(3)コロナ対策についてということで、小中学校における感染拡大防止の取組について、各学校では児童生徒が小まめにうがいや手洗い等を行うとともに、教室の十分な換気、給食喫食時の黙食の徹底などを実施しておりますが、今回の第6波では、児童生徒や教職員への感染も広がっているため、教育委員会としましては、学級閉鎖等の休業措置と保健所や医師会と相談しながら行い、感染拡大の防止に努める旨、市長より御答弁いただきました。

また、3番の歳出につきまして、教育施策の充実についてということでございます。

教師の残業時間をはかる取組につきまして、教育委員会は昨年5月から出退勤管理システムを全校で導入し、各学校での取組、教職員の在校時間等の超過勤務を把握していること。また、超過時間が長時間にわたる教員も多いことから、令和4年度においても引き続き、学習指導員やスクールサポートスタッフを活用し、教職員の負担軽減に取り組む旨、市長より答弁いただきました。

また、35人学級に合わせた対応につきましても段階的に進めており、令和4年度では小学校3年生で35人学級が実現する予定であること。今後は中学校においても35人学級が実現できるよう、県を通じて国に要望していく旨、答弁をさせていただきました。

○教育部長【谷亀博久】　　続きまして一般質問になります。

1番、山田昌紀議員は、文化財及び歴史文化遺産の効果的な発信・活用についてという中の再質問で、今、NHK大河ドラマでやっております「鎌倉殿の13人」に関連する市内の文化財等がありますかということでございます。

宝城坊には頼朝が一度、北条政子が二度、参詣・参拝していること。それから、大山詣りで有名な納め太刀、これも頼朝が戦勝祈願のために太刀を奉納したことに由来するとされている。このほか、糟屋有季や岡崎義実、石田次郎等の関連があるということです。

今後の広報戦略についてということでございます。外国人へ向けた「いせはら文化財サイト」の英語版、それと「いせはらオンライン考古資料展」、これらの開設に取り組んでいること。今後も映像や画像を多用したビジュアルな文化財の姿を提供していきたいということ。

一方で、やはり実物に触れる本物の経験、これも貴重になってくるということから、引き続き特別公開や現地見学会、学校への出前授業、これらを継続して実施してまいりたいということでございます。

続きまして2番目、長嶋一樹議員、本市の教育行政という中での(1)番として、学校施設の現状と改修計画ということです。

学校施設は老朽化が進んでおり、改修や改築時期が集中することが見込まれていると。施設の中長期的な維持管理経費の縮減、予算の平準化を図るため、また

学校に求められる機能・性能を確保するため、学校施設個別施設計画の策定に取り組んできました。

施設の老朽化状況、児童生徒数の減少見込み等を踏まえて、施設更新の基本的な考え方や整備方針を示してまいります。

次のページへ行っていただいて、再質問として、電気・給水設備の故障で学校生活に影響はなかったかということです。

電気や給水設備は、毎年度実施する専門業者による点検を行っており、不具合が生じる可能性があるものについては未然防止をしていると。

突発的な不具合については、学校運営に支障を来さないよう、緊急修繕を行い不具合の解消を図っているということです。

続きましての再質問は、安全性の確保はどうなっているかということでございます。

優先的に改修が必要な箇所として、学校施設個別施設計画に位置づけて取り組んでいきたいと。外壁や内装部材の落下防止のためには、年に1回、学校と共に施設の点検を行って、安全確認に努めておりますということです。

プールの施設の老朽化と今後の対応ということでございます。プール施設も老朽化が進んでいる状況でございます。今後のプール施設の在り方を検討するため、今年度から民間のスイミングクラブを活用した水泳授業を山王中学校において試行いたしました。来年度も引き続いて、プールの在り方の検討を進めてまいりたいと考えているという答弁をしております。

○学校教育担当部長【濱田保】 続きまして（2）学校給食についてということで、小中学校の学校給食について、現状今どうなっているのかということの御質問がございました。

まず、小学校給食の自校方式は、配送時間がないため温かい給食を提供できること等、様々なメリットがあり、給食として最良の手法であると考えているということ。

そして、中学校給食におきましても、子供たちの心身の健全な発達や望ましい食生活の形成、食に関する理解等、給食を通じた食育の推進の重要性から、中学校でも栄養バランスの取れた完全給食を導入したという経緯がございます。

中学校給食をデリバリー方式にした理由につきましては、導入の背景等を踏まえ、最小の経費で最大の効果を求めるため、日課への影響が少ないことや、財政的負担の少ないこと、施設改修が最小限で済むこと等の理由から、この方法を導入したという答弁をさせていただきます。

3ページを御覧ください。再質問としましては、小学校給食は今後も自校方式で行っていくのかというところでの質問でございます。

小学校給食は、各校の施設の機能等を維持し、自校方式の給食をできる限り実施したいと考えているということですが、機能の集約化による運営費用の効率化の検討も必要であることを認識していますので、研究を進めていく旨答弁いたしております。

3点目の、給食公会計の導入についてでございます。公会計化による効果とし

ましては、教職員が担っている給食費の徴収・督促等の管理業務を市に集約することによって、学校の負担軽減が期待できること。保護者負担の公平性等が期待でき、納付方法も多様化できることから、保護者の利便性が向上するメリット等も考えられること。

一方で、公会計化するためには、給食管理システムを導入し、管理業務を担う正規職員の追加配置が必要であること。市の財政状況及び定員管理の状況を鑑み、費用対効果を十分に考慮し研究していく旨、答弁いたしております。

もう1つの、給食無償化についてでございます。これにつきましては、学校給食法により、給食費は保護者が負担することとされており、本市では給食の経費負担は引き続き法令の規定にのっとり執り行っていくものと考えています。

支援が必要な家庭には、就学援助費として給食費を支給しており、経済的負担は軽減している旨、答弁いたしております。

続きまして(3)番の、コロナ禍における学校運営の現状はどうなっているのかという御質問でございます。

まず、時系列的な対応ということで、これまでの経過について御説明をさせていただきます。

令和2年2月末から国の臨時休業の通知があり、令和2年3月初旬から5月まで臨時休業になったこと。そして今年度、令和3年度につきましては、まん延防止等重点措置や緊急事態措置が行われた期間もありましたが、各校では教材・教具の工夫や、学習の進め方等を工夫しながら、学習指導要領に定める各学年の学習内容を効果的に指導することに取り組んできた旨、答弁いたしました。

4ページを御覧ください。学校の統廃合についてということで御質問をいただいております。

学校の統廃合につきましては、育てたい子供像や学校教育の在り方の論議を踏まえて、地域のコミュニティーの核となる施設としての役割等も十分留意しながら、今後、学校における適正規模・適正配置の観点を軸として、総合的に研究を進める旨、答弁いたしております。

○教育部長【谷亀博久】　続きまして3番、館大樹議員です。(仮称)郷土資料館整備事業についてのお尋ねでございます。

(1)として、(仮称)郷土資料館整備事業の検討状況についてということで、これまでの経過を説明しています。

平成8年に(仮称)郷土資料館構想検討委員会の報告書が出され、博物館的施設の必要性が急務であるとされました。しかしながら、具体的な進展には至りませんでした。

平成27年には、市民から資料と共に土地と建物の寄贈を受けて、文化財のイベント的な展示会や資料の整理作業の場として、今、活用しております。

現在の喫緊の課題といたしましては、文化財保存室の老朽化が進み、資料の整備と保管について、移転施設を確保することとなっているということです。

再質問として、文化財保護審議会や教育委員会議での意見についてということで、文化財保護審議会では、ふさわしい研究施設が必要であるが、資料館の運営

は財政的に苦勞しているところも多く、機能や運営方法については工夫が必要であること。また教育委員会議や総合教育会議でも、本市の歴史資料や美術作品に対する展示、公開施設の必要性について御意見をいただいていること。また、昨年作成いたしました文化財保存活用地域計画のパブコメの中でも、拠点施設整備は具体的な成果につなげてほしいとの意見がありました。

次の再質問は、第6次総合計画での位置づけについてということです。

現在、市では施設総量の縮減を基本方針といたしまして、施設の保有総量を勘案しながら施設整備を進めるというふうにしております。教育施設の個別施設計画においても、今後の維持更新経費は多額になると見込まれているため、総合計画の位置づけについては、同時に改訂を進めていく公共施設等総合管理計画との整合を図りながら検討していくことになるかと考えていると答弁しています。

5ページ目になります。最後に市長の答弁ということで、郷土資料館建設に対する市長の見解ということです。

本市の歴史資料を生かし、伊勢原のまちづくりの一助にすべく、国が推進する日本遺産や日本博といった国の補助金を活用して、様々なことに取り組んでいること。こういった取組に対して、拠点施設があれば、今まで以上に伊勢原の魅力を発信し、地域の活性化、市民の郷土愛の醸成に役立つと認識はしていること。

しかし、公共施設の老朽化があり、多額の経費がかかることを見込まれております。直ちに新しい施設を建設することは非常に厳しい状況と考えている。

しかし、拠点施設がない中でも、歴史文化は本市のアドバンテージであるということで、伊勢原の歴史文化を活用し、その価値を共有し、しっかりと引き継いでいきたいという答弁をしております。

○学校教育担当部長【濱田保】　　続きまして、4の今野康敏議員からの御質問で、まず（1）コロナ禍における小中学校臨時休業時の対応について、どのようにしているのかという御質問でございます。

まず、本市においては学級閉鎖・臨時休業等の措置の検討に当たりましては、県の通知、1学級当たりの児童生徒の人数や、校内における児童生徒の活動範囲等の状況を考慮した上で総合的に判断し、学校と協議し、医師会や保健所とも連携を図りながら、学級閉鎖等の措置を行っている旨、答弁しています。

続きまして（2）のほうですが、不登校児童生徒の現状と支援についてということでございます。

令和2年度の県の調査によりますと、伊勢原市内では小学校で55人、中学校で52人ということで、コロナ禍での影響について、不登校児童生徒については大きな変動はございません。各学校では、不登校傾向のある子供への早期発見・早期対応をしており、不登校児童生徒に対し、保護者と連携の下、支援を行っていること。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に、訪問相談員を家庭に派遣し、支援を行っていること。適応指導教室におきましても、専任教員や指導員、補助指導員が、人間的な触れ合いを基盤としながら、個に応じた指導・支援を行っている旨、答弁させていただきます。

続きまして（3）小中学校教員不足の現状についてでございます。

特に小学校で、全国的に教員不足の状況にあります。本市でも状況は同様であること。それを補うために臨時的任用職員を配置すべきところを、非常勤講師で対応していること。そして、非常勤講師は学級担任や校内の校務分掌等を担うことができないので、他の教員にその分負担がいつていることを認識しています。

来年度の人事配置につきましても、例年になく厳しい状況にあり、現段階で小学校では4人非常勤講師対応になるということです。

教員不足につきましても、教員の成り手不足が大きな原因のため、県に教員の人材確保を要望するとともに、大学等とも連携を深める中で、学生ボランティアの任用等を通じて教員の仕事の魅力を発信し、教員の成り手不足の解消に努めていく旨、答弁いたしております。

そこで再質問といたしまして、教員の成り手不足の要因は何か、教員の成り手不足を解消するにはどうしたらよいかということで、教育長より御答弁いただいております。

令和3年度の25歳から44歳の人口は、10年前の8割程度まで減少しており、教員の成り手不足の大きな要因としましては、働く世代の人口減ではないかと考えられること。その解消に向けた対策は、教員という職の魅力に改めて光を当てることが重要であり、教員志望者の育成と確保、学校が抱える業務量の削減が考えられること。大学との積極的な連携を進めるとともに、これまで培った学校現場での、皆で教員を育てる意識の醸成を図っていくこと。

7ページでございます。また、学校に寄せられる様々な意見や期待のボリュームと、それに対する学校のマンパワーの間に大きな乖離があり、その乖離幅を小さくすることが必要であるということです。

本当に学校がやらなければならない業務とは何か、学校以外でやれることはないのか、そのようなことを広く論議していかなければならないと考えていること。そのためには、保護者や地域の方々の御理解とともに、教員自身がそのことを受け入れることができるかどうかということも課題だと考えており、4月から始まるコミュニティ・スクールの場でも議論をしていただきたい旨、答弁いただきました。

○教育部長【谷亀博久】 5番目、橋田夏枝議員です。ポストコロナ社会における公共施設の在り方という中で、学校施設の将来見通しの御質問です。

中長期的には、児童生徒数の大幅な減少や小規模校の増加が見込まれると。学校の小規模化に伴う諸課題がこれまで以上に顕在化することが懸念されているということです。

育てたい子供像や学校教育の在り方の議論を踏まえ、地域コミュニティの核施設としての学校の役割、それから保護者や地域住民の理解を得ながら適正規模の検討を行う中で、学校の統廃合についての基本的な考え方を整理する必要があると考えています。

次のページの再質問、2つございますが、ほぼ同じ内容の答弁となっております。

今後10年間は劣化が進んでいる箇所の改修を優先して行う。その後、施設の補修を行うという位置づけをしています。

統廃合の前提となります学校の適正規模・適正配置の方針について、次期総合計画前期基本計画の期間内に整理し、施設整備の必要性や実施時期等を見極めたいと考えているという答弁をいたしました。

○学校教育担当部長【濱田保】 6番の大山学議員でございます。小中学校に配備されたタブレット端末についての成果と活用、そして課題についてどのようなものがあるかということで御質問でございます。

まず(1)の成果と活用についてでございますが、タブレット端末は、学習用具や教材の1つとして実践的な利用が進んでおり、教室で情報をインターネット等で集めた資料をその場で共有し、目で見ることができるので、話し合いにおいて自分の考えをさらに深めることができた例や、運動会のダンスの見本を撮影し、それぞれ動画を見て自己練習をした例など、様々な場面でタブレット端末の利用がなされている旨、答弁しています。

一方、課題についてですが、利用頻度が増すことによって、今現在、故障が増えていることや、様々なIDやパスワードが増えてしまうこと等が課題となっております。

また、情報の流出や児童生徒間のトラブル等、活用がさらに進むことに伴い、想定外のトラブル等が発生することも考えられ、セキュリティ対策とともに情報モラル教育を引き続き推進していく必要がある旨、答弁させていただきました。

続きまして9ページになります。7番、土山由美子議員から、みどりの食料システムについてということで、農業振興課への主な質問だったのですが、再質問といたしまして、有機無農薬食材を使った学校給食の実現についてということで、実現はどうかということで御質問でございます。

学校給食で使用する野菜は、市の物資選定基準に基づき選定しており、できるだけ地場産のものを使用していること。しかし、有機無農薬食材を給食で使用するには、食材の安定的な供給や価格面で課題があると考えていること。学校給食の食材費は保護者が負担する給食費で運営しており、昨今の食材価格の高騰により、限られた予算の中で積極的に有機野菜を使用することは難しいと考えられること。

有機無農薬の食材を使用することは望ましいと考えますが、安定した学校給食を運営していく上で重要な要因であるという認識の下、今後も安心・安全な給食の提供に努めてまいりたい旨、答弁いたしております。

続きまして8番、安藤玄一議員からの御質問でございます。

2の、児童生徒の健康づくりについてということで、まず(1)学校給食における人工物の含有について、どうかという御質問でございます。

学校給食の物資選定につきましては、国の衛生基準及び市の物資選定基準に基づき行っております。国の衛生基準には、食品の選定について、過度に加工したものを避け、鮮度のよい衛生的なものを選定するように配慮することと規定されていること。また、給食で使用されている加工品につきましては、法の基準を満たしたもので、原材料まで明らかなものだけを使用していること。物資には、缶詰、冷凍食品等で食品添加物が使用されていますが、添加物は食品の製造段階で必要

なものであるという認識であります。

食品添加物のリスクを科学的に評価することで、健康に悪影響を及ぼさない安全なレベルが保たれている管理体制が整えられており、給食で使用する食材の添加物含有量も、国の使用基準に基づき製造された食品を使用している旨、答弁いたしております。

10ページをおめくりください。続いて(2)の、「食べてはいけないもの」の教育はどうされているのかという御質問でございます。

小学校の家庭科では、まず、どのような料理等を組み合わせでよいか、栄養バランスの取れた食事をするための大切さや、食事は体をつくるだけでなく、人とのつながりを深め、心を和ませる働きがあることを学習すること。

また中学校の家庭科では、加工食品の特徴や食品表示法に基づく食品表示について学習し、食品表示について正しく理解し、目的や用途に合わせて食品を選択できる力を養うこと。

また、加工食品は製造時に品質の改良や調味等を目的として食品添加物が加えられ、安全に安心して食べることができるよう基準値が設けられていること。また、添加物がないと製造できない加工品があることを学びます。

また、健康な食生活を送るため、食の安全性を確保するための制度について理解を深め、食品の安全や正しい表示を求めることが消費者の義務であり、そのために行動することができる力を育むということを学習していくという旨、答弁させていただきます。

続きまして(3)の、コロナ禍を起因とする運動不足について、現状どうなっているのかという御質問でございます。

まず、体力面での全体的な結果につきましては、全国的に小中学校共低下傾向になっており、本市においても同様の結果であるということ。

また、体育の授業で、「自分の動きの質の向上を実感している」という質問項目がございますが、それにつきましては全国と比べても高い割合を示しており、本市では、体育の授業においては目標が明確に示され、また振り返る活動についてもしっかり行われていること等が関連していると考えられるということです。

また、学校の授業以外の1週間の総運動時間が60分未満の児童生徒の割合につきまして、コロナ前の調査と比べて、60分未満の生徒の割合が増加している傾向がございます。

様々な要因が考えられますが、感染症による影響もあるのではないかと想定していますという旨、答弁いたしております。

最後に11ページでございます。9番、川添康大議員から、GIGAスクール構想の課題についてという御質問でございます。

(1)のGIGAスクール構想の課題について、まずICTの活用についてですが、これも、これまでの効果的な活用例として、個別学習ではドリルソフト等を活用して、児童生徒の個々のペースで学習を進めたり、端末上だけで学習を完結するのではなく、実際にノートに書いて練習したりといった事例もあること。

また、協働的な学習においては、児童生徒個々が作成した資料等を、グループ

や学級全体で一斉に共有できるので、課題解決に必要な多角的な見方・考え方ができ、その後の話し合い活動が活性化したという例もあること。

これまでの学習活動を踏まえながら、さらに学習を発展させるための教材・教具の1つとして活用を図っていくことが大切であると考えている旨、答弁いたしております。

GIGAスクール構想につきましては、個人情報の保護についてというところで、どうなっているかという御質問でございます。

指導要録をはじめとする、学校における児童生徒の個人情報については、保存期間を含め、規則等にのっとり、各校において適切に取り扱われていると認識していること。また、1人1台端末に関わる生徒個人のID等の取扱いについては、卒業後一定期間が経過した後に利用停止とし、登録等も消去する予定であることを答弁させていただいております。

再質問としましては、個人情報の問題はないのかという再質問でございます。

児童生徒の学習成果物や提出物、保護者から提出いただいている連絡先等が記載された帳票などの記録等については、学年末またはその個人情報の利用後に直接返却。学校が作成したデータ等につきましても、伊勢原市立学校情報セキュリティ対策基準にのっとり、不要になった場合には各校において速やかに廃棄していること。学校における個人情報の取扱いについては、各校と連携を図りながら適切に行っていく旨、答弁いたしております。

以上でございます。

○教育指導課長【今井仁吾】　　続きまして(3)学年末・学年始休業期間中の児童生徒指導について、私のほうから御説明いたします。資料のほうは2になります。

毎回、長期の休業期間前には県からの通知があり、このことを受けて市としても長期休業期間における児童生徒指導等について文書を作成し、校長会を通じて教職員への周知と児童生徒への指導をお願いしているところでございます。

内容につきましては多岐にわたりボリュームがあるものですが、特に星印がついているところは、特に学年末・学年始休業期間に関する内容という形で示しております。

1ページの一番上の前文のところにはなりますが、特に新年度は環境が変わるといったこともありますので、児童生徒の不安な気持ちに寄り添い、丁寧な関わりについてお願いしているところでございます。

また、めくっていただきまして2ページの項番3番、健康・安全指導についてというところ、こちらのほうは通年で今はありますが、新型コロナウイルス感染症に対する引き続きの指導、そして3ページの(6)番のところ、部活動についての健康・安全面についてもお願いをしている。

あとは後ほどまた御確認いただければと思いますが、さらに6ページ、7ページ辺りになりますと、相談機関の連絡先についても記載しているところです。

各校のほうへは、それぞれの各校の実情に応じて、学校だよりや学年だより等で周知をお願いしているところでございます。

私のほうからは以上です。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。

それでは、大きく3点について報告がございましたが、これらにつきまして一括で、何か御意見や御質問などがございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員【福田雅宏】 この資料の6ページ目は、すごくまとまっていていいなと思ったのですが、保護者には配っているのですか。

○教育指導課長【今井仁吾】 全て載せているかどうかというのは、各校の実情に応じてなのですが、この6ページの内容については、県から別に通知がきたり、カードにして児童生徒に配っているものもあります。学校が学年末・学年始だけでこの内容を全部伝えているかはわかりませんが、適宜いろいろな機会を捉えて、お伝えはしています。

○委員【福田雅宏】 ありがとうございます。

○教育長【山口賢人】 学校によっては、学校だより等の中にこういうものを記載して周知しております。

○委員【福田雅宏】 ありがとうございます。

○教育長【山口賢人】 ほかにはいかがでしょうか。

○委員【渡辺正美】 2点あります。1点目は、資料1の議会関係の5ページで、コロナ禍における小中学校臨時休業時の対応についてという中で、どこが判断してどこが決めるのかというのが、この文章だと、私の理解とちょっと違うかなと思って。

教育委員会が臨時休業を決めるのか、各学校がその状況に応じていろいろな情報を集めて判断するのか。ちょっとこれだけ読んでみると、教育委員会が臨時休業を決めているように読めてしまいますのですが、実際は違いますよねという気がしているんですけど。それが1点です。

○学校教育担当部長【濱田保】 今御質問いただいた件ですが、まずは学校のほうで状況を確認していただいて、それで、どうしましょうかということで、あとこちらのほうとしては、委員会としましては、医師会長と相談させていただいて、その後また必要に応じて保健所と連携を図りながら、その意見を学校に返して、それで決定をしています。

○委員【渡辺正美】 ということは、最終的には誰が判断を。

○学校教育担当部長【濱田保】 校長が判断をしています。

○委員【渡辺正美】 校長が判断ですよ。そこのところがよく見えないと思ったんです。校長が判断するというのであれば何も問題ないと思うんですけど。

今後もしこういうことがあると思うので、ちょっとそういうふうに思いました。それが1点です。

それからもう1つが、6番の大山議員のところにある、8ページのところで、小中学校のタブレット端末についての、成果と活用があって、その次に課題についてとあるのですが、その課題の中に、前回、それからこれからも議論がされる、これからの総合計画の中の教育の一つの課題として、要するに電子機器などを活

用して便利になるはいいんだけど、子供同士が自ら苦勞して学んだり、触れ合ったりしながらやっていくことがどうしても希薄になってくるということ、一つの課題として、やっぱり押さえておかないといけないのかなど。

便利であればそれでいいんだ、じゃないだろうと。学校教育というのはそういうものじゃなくて、子供が、例でいえば、計算機を使って答えが出ればそれでいいという物の考え方ではなくて、やはり自ら、少し苦勞しながら、頭脳を使って計算したり苦勞したりしながら一定の結論を導き出すということが希薄になってくるというところをどう補うかということも課題なんじゃないかというものを、やっぱり課題として捉えておく必要があるんじゃないかなというふうに感じた次第です。これは意見的な部分になります。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

○委員【菅原順子】 2点、お願いします。1点目は、コロナ感染症拡大防止の対応について、部長さんからお話もありましたし、議員の方も様々質問されていますけれども、特に質疑の中の11分の3、一番下に学級閉鎖・学年閉鎖・臨時休業に対する補填として、各校が教材・教具の工夫、学習の進め方の工夫をされたとありますように、先生方が大変苦勞されていることがしのばれるのですが、数日間、あるいはそれ以上お休みになって、それに対する学習や学力を具体的にどういうふうな形で補償しているのかを聞きたいです。

ちょうど学年末ですけれども、学び残したことは次の学年でやるとか、薄くさ一っと流すとか、あるところは外してしまうとか夏休みを削るとか、どのような形で具体的に補填していくのかということを知りたいのと、あと、中学3年生が受験で何か不利になったことはないかということです。学び残したことがあったり、あるいは当日受けられなくて再受験の制度を利用したお子さんがいたのかどうかということを知りたいと思います。

○教育長【山口賢人】 では、まずはその2点について、教育指導課長、お願いします。

○教育指導課長【今井仁吾】 まず令和3年度、今年度については、長期にわたる学校全体としての、市内全体での休業期間というのはなかったもので、計画どおり学習は進められているものと認識しています。

ただ、学校によって、コロナの関係で休業している、例えば学級閉鎖をしているというところについては、当然、学校としても課題を工夫したり、またタブレットを今回家庭に持って帰って、例えば朝は健康観察をして、顔を合わせて、その当日の課題の指示であったりアドバイスであったり、そういったことをしながらその期間を過ごしていたという報告も受けています。

ですので、各校から教育課程において履修ができていないという状況は報告を受けていないところです。

また、中学校3年生、特に受験についてですが、確かに残念ながら追試験に回ったという生徒さんがいたというふうには聞いていますが、基本的には試験は無事に受験ができているということで、特段大きな支障はなかったとのこと。

○委員【菅原順子】 分かりました。先生方の工夫の賜物ということで、とて

も感謝しています。

もう1点いいですか。議員さんの質問で、個人情報保護という問題が扱われていますけれども、データの引き継ぎという点からちょっと伺いたいのですが、例えば、あるお子さんが転校した場合とか、あるいは小学校から中学校に上がる場合に、それまでの御自分が使っていたタブレットに、学習成果物やいろいろ集めた資料などが保存されていると思いますが、それらはもう全くゼロになってしまう、引き継げないということですか。

○委員【菅原順子】 分かりました。先生方の工夫の賜物ということで、とても感謝しています。

もう1点いいですか。議員さんの質問で、個人情報保護という問題が扱われていますけれども、データの引き継ぎという点からちょっと伺いたいのですが、例えば、あるお子さんが転校した場合とか、あるいは小学校から中学校に上がる場合に、それまでの御自分が使っていたタブレットに、ここにあるような学習成果物であるとかいろいろ集めた資料などがきっと保存されているんですよね。それはもう全くゼロになってしまう、引き継げないということですか。

○教育指導課長【今井仁吾】 特に小学校とか、個人ごとにID・パスワードというものが設定されていますので、個人として保存したものについては、IDは中学校へ引き継ぎますので、そこは確認ができるようになっておりますが、ただ、学校にお願いしているのは、年度ごとでその部分は整理をしてもらう。要するに、本当に必要なものなのか、ここはもう一旦回収をして、個人として回収して、もしくは必要なければ削除していただくというお願いをしています。

システム上は、IDはそのまま小中と引き継ぎますので、資料として残しておくことは可能です。

○委員【菅原順子】 転校の場合にも大丈夫。

○教育指導課長【今井仁吾】 転校は、市内であればそれも可能です。

○委員【菅原順子】 そのタブレットの情報を、個人的な家のパソコンとかに移すということも。

○教育指導課長【今井仁吾】 あくまでも学校の中だけを想定しています。

○委員【菅原順子】 分かりました。

○教育長【山口賢人】 今の話ですけど、個人のタブレットを使って作成したデータ、あるいは収集したデータを、家庭の個人のパソコンに移すことは、今はできないんですよね。技術的に。

○教育指導課長【今井仁吾】 技術的には、可能である部分もあると認識していますが、今、学校で行う学習については、学校で配付しているタブレットを使っている学習ということで考えておりますので、家庭へ持ち帰る場合があってもその端末で学習するという整理をさせていただいています。

○委員【福田雅宏】 では、例えば、伊勢原市内の子供がほかの市に転校しますと。市内だったら大丈夫という話がありましたけど、そういうときに、今までその子が積み上げてきたデータはゼロになってしまうんですよね。

○教育指導課長【今井仁吾】 卒業生、特に義務教育を卒業する場合や転居す

る場合、市外へ転出するとID・パスワードは消去しますので使えなくなります。

○委員【福田雅宏】 小学生がほかの市に転居したときに、今までせっかく勉強したデータですので、ほかの市でも使えるようにするというシステムは、今はないんですか。

○教育指導課長【今井仁吾】 今のところ、市をまたいではできません。

○委員【福田雅宏】 では、また転校先でゼロからスタートしなきゃいけないということですか。

○教育指導課長【今井仁吾】 そうですね。運用も、それぞれ地域ごとに、また学校ごとに違っていると思います。

○委員【菅原順子】 では、それは一つの課題ということになりますね。

○教育指導課長【今井仁吾】 技術的な部分と学習効果の部分、また個人情報部分ということで、そういった意味での課題は整理していかなければいけないと思います。

○委員【菅原順子】 ありがとうございます。

○委員【重田恵美子】 4ページの館議員の質問で、(仮称)郷土資料館整備事業について触れられておりますけれども、この拠点施設の整備に当たって、私も、あるいは市民の方からの御意見としても、そういう施設、美術館なりを含めた施設を建てていただきたいということは上げられていると思いますけれども、この間、伊勢原美術協会展に国会議員の方も御高覧いただきまして、その中で、私たちの意見も含めまして、そういう施設が伊勢原市にはない、ぜひ造っていただきたいというお願いをさせていただいております。

その議員の方は真剣に考えてくださっておりますので、十分私たちの意見も考えていただいているんだなというニュアンスは受け止めております。

やはり市だけではなく、企業とか国にもお力添えをいただきながら、前向きに今後とも考えていただきたいなと思っています。市だけだとやはり予算がないというので終わってしまうと思いますので、いろいろな方向性を考えて、お力も借りながら、市民のためになる施設というものを考えていただきたいなと思っています。

○教育長【山口賢人】 御意見として承りたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の日程に移りたいと思います。

----- ○ -----

日程第3 議案第13号 伊勢原市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長【山口賢人】 日程第3、議案第13号「伊勢原市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について」、提案説明をお願いします。

○教育部長【谷亀博久】 それでは、議案書1ページを御覧ください。

議案第13号につきましては、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任に関する規則第2条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

本市では、行政手続の簡素化を推進することで、市民の負担軽減や利便性向上を図るため、可能なものから申請書類等への押印を削除する見直しを行っております。

このたび、神奈川県文化財保護条例に関する様式につきまして、同様の手続が整ったことから、本市の文化財保護条例施行規則関連の様式につきましても、押印を削除した様式に変更するものでございます。

3ページ以降に新旧対照表がございます。

第4号、第6号から第14号、第17号から第19号までの13様式につきまして、申請者等の押印欄を削除いたします。

施行日は、この規則の公布の日からとしております。

説明は以上です。

○教育長【山口賢人】 では、ただいまの提案説明について、御意見や御質問がございましたらお願いいたします。

では、ないようですので採決に入りたいと思います。

日程第3、議案第13号「伊勢原市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 挙手。

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって、本件は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

日程第4 議案第14号 伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第5 議案第15号 伊勢原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

○教育長【山口賢人】 続きまして日程第4、議案第14号「伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」と、日程第5、議案第15号「伊勢原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」は関連する議案ですので、一括して事務局から提案説明をお願いいたします。

○教育部長【谷亀博久】 それでは、議案書の5ページ以降になります。

まず議案第14号「伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」と、9ページの議案第15号「伊勢原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」は、伊勢原市教育委員会

教育長に対する事務委任に関する規則第2条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

両議案につきましては、市史編さん事業の終了に伴い、規則等に定める教育総務課の事務分掌と事務決裁事項から市史編さん事業に関する項目を削除するものです。

まず事務分掌につきましては、7ページの新旧対照表のとおり、第3条に定める教育総務課の事務分掌のうち、市史編さんに関する第27号、29号、30号を削除し、28号を27号に、31号を28号に繰り上げます。

事務決裁規程については、10ページの改正文のとおり、文化財の保存管理及び公開の次に定めている、市史編さんに係る部分を削除いたします。

施行日は、規則、規程とも公布の日からといたします。

説明は以上です。

○教育長【山口賢人】 議案第14号及び議案第15号について、ただいま説明がございましたが、それについて御意見、御質問などございましたらお願いいたします。

○委員【菅原順子】 すみません、大変細かいことでちょっと質問なんですけれども、7ページの右側の(27)番、この「市史資料」の市史というのは、文字どおり伊勢原市の歴史に関係のある資料という意味か、それとも伊勢原市史という書物に関係のある資料という意味か、どちらなのでしょう。

○参事(兼)歴史文化担当課長【立花実】 この「市史資料」につきましては、市史編さん事業で収集した資料を全て含めて「市史資料」というふうに言っております。

○委員【菅原順子】 分かりました。

○教育長【山口賢人】 ほかにはいかがでしょうか。

○委員【重田恵美子】 以前は文化財課とか、確か「文化」という文字が入った課があって、それがなくなったわけですね。やはり、文化に関わる名前の課がないというのは、非常に不思議な気がするんです、個人的に。他の市を見ても、やはり文化芸術とか、「文化」という言葉が課のところにあって多いと思います。

だから、やはり一般市民の方が何かを調べるときに、文化財に関することとか何か調べるときに、やはり「文化」という言葉の入った課が本当はあるべきかなと思っています。

○教育長【山口賢人】 伊勢原市全体の組織をどうするかというような議論も、また出てくるかと思えます。そのような機会を捉えて、その部分も議論を重ねていきたいなというふうに思いますので、御意見として承りたいと思えます。

ほかによろしいでしょうか。ないようですので、1件ずつ採決に入ります。

まず日程第4、議案第14号「伊勢原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」賛成の方は挙手をお願いします。

○教育長及び委員全員 挙手。

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決決定いた

しました。

続きまして日程第5、議案第15号「伊勢原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」、賛成の方は挙手をお願いします。

○教育長及び委員全員 挙手。

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって、本件は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

日程第6 議案第16号 伊勢原市教育委員会職員の勤務時間等の
特例に関する規則の一部を改正する規則
について

○教育長【山口賢人】 続きまして日程第6、議案第16号になります。「伊勢原市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則について」、提案説明をお願いします。

○学校教育担当部長【濱田保】 それでは、議案書13ページをおめくりください。議案第16号「伊勢原市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則について」、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

勤務時間の割り振りを行う対象職員として、小学校に勤務する栄養士及び給食調理員、並びに小中学校に勤務する校務整備員を追加等するものでございます。

以上でございます。

○教育長【山口賢人】 それでは、ただいまの提案説明について、御意見、御質問などがございましたらお願いいたします。

○委員【福田雅宏】 学校休業中も、栄養士や給食調理員は出勤するんですか。

○参事(兼)学校教育課長【守屋康弘】 いわゆる夏季休業期間中についても、栄養士、それから給食調理員は職員ですので勤務しております。

今回は、学校の教職員と市の職員で休憩時間に差がございますので、夏季休業期間中の時間は別に定める必要がありますので、学校の規則を改正します。

○教育長【山口賢人】 ほかにございますでしょうか。

では、ないようですので採決に入ります。

日程第6、議案第16号「伊勢原市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 挙手。

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって本件は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

日程第7 議案第17号 伊勢原市立学校教職員安全衛生管理規程
の一部を改正する規程について

○教育長【山口賢人】 日程第7、議案第17号「伊勢原市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程について」、提案説明をお願いします。

○学校教育担当部長【濱田保】 それでは、議案書17ページをおめくりください。議案第17号「伊勢原市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程について」でございます。

伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

教育委員会におく産業医の規定を整理するとともに、その他の字句の整理を行うためでございます。よろしくお願いいたします。

○教育長【山口賢人】 ただいま提案説明が終わりましたが、これについて御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。では、ないようですので採決に入ります。

日程第7、議案第17号「伊勢原市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 挙手。

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって本件は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

日程第8 議案第18号 伊勢原市立学校教職員被服貸与規程を廃止する規程について

○教育長【山口賢人】 日程第8、議案第18号「伊勢原市立学校教職員被服貸与規程を廃止する規程について」、提案説明をお願いします。

○学校教育担当部長【濱田保】 議案書23ページを御覧ください。議案第18号「伊勢原市立学校教職員被服貸与規程を廃止する規程について」、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

長年、教職員に被服を貸与できず、今後も貸与できる見込みがないこと等を鑑み、規程を廃止するものでございます。

以上でございます。

○教育長【山口賢人】 ただいまの提案説明について、御意見、御質問などございましたらお願いします。

○委員【渡辺正美】 ○参事（兼）学校教育課長【守屋康弘】 一番の理由は財政的なものです。また貸与できるような日になりましたら、復活することも可能だと思っております。

被服貸与も、それこそ二十数年ずっとやって、スタートした頃から知っているんですけども、廃止する理由は被服を貸与できずというのだけれど、これは財政的な理由なのではないでしょうか。それとも何かほかにあるのでしょうか。

○参事（兼）学校教育課長【守屋康弘】 一番の理由は財政的なものです。また、貸与できるような日がありましたら、また復活ということも可能だとは思っております。

○委員【渡辺正美】 分かりました。

○教育長【山口賢人】 ほかにはいかがでしょうか。

では、ほかにはないようですので採決に入ります。

日程第8、議案第18号「伊勢原市立学校教職員被服貸与規程を廃止する規程について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 挙手。

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって本件は原案のとおり可決決定いたしました。

ここで傍聴の方に申し上げます。冒頭決定したとおり、日程第9と日程第10については非公開となりましたので、恐れ入りますが退室をお願いいたします。

日程第10の審議終了後、職員が声をかけますので、必要であれば再入室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

----- ○ -----

日程第 9 議案第 19号 学校嘱託医等の辞職の承認について

日程第 10 議案第 20号 学校嘱託医等の委嘱について

原案のとおり可決

----- ○ -----

その他

○教育長【山口賢人】 それでは、「その他」でございます。委員の皆様から何かございますでしょうか。

事務局からは何かありますか。

ないようですので、では、最後に来月の定例会の日程をお願いします。

○教育総務課長【熊澤信一】 次回の定例会につきましては、4月26日の火曜日、午前9時30分から、こちら議会の第2委員会室におきまして開催いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○教育長【山口賢人】 では、ありがとうございました。

それでは、本日の教育委員会議はこれをもって閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

----- ○ -----

午前10時45分 閉会